



第六章 同和对策事業

本市は、地区住民の基本的人権を守り、社会における基本的人権と市民的権利を保障し、差別のない明るいまちづくりをめざして、環境の整備、職業、生活の安定、社会福祉の充実、同和教育の推進など諸施策の推進につとめてきた。特に住宅地区改良、公営住宅建設、道路、下排水の新設、公園、教育施設、解放会館、児童館、保育所の整備など環境改善とともに、人権意識の高揚につとめてきた。

しかし、一定の前進がみられるものの、同和对策事業に対する国の財源措置の弱さから、まだ整備に不十分さがみられる。同和对策事業特別措置法の期限を昭和54年3月末にひかえ昭和53年10月には有効期限を昭和57年3月31日まで3年間延長する法改正がおこなわれた。

本市としてもこの法改正をふまえ、今後とも地区の実態は握につとめ、全市民的課題のもと、全市民の理解と合意を得ながら、同和行政を推進していく必要がある。



(計 画)

(1) 環境の整備

地域の実態は握につとめ、地区住民の理解と協力のもとに、周辺と調和のとれた環境づくりにつとめる。

(2) 職業、生活の安定

地域産業の零細性や就労などの問題解決をはかるため、関係機関と連携を密にしてその安定につとめる。

(3) 社会福祉の増進

福祉対策は、基本的には国のはたすべき役割が大であり、国への働きかけとあわせて、一時的な手だてに終ることなく、諸施策の充実につとめる。

(4) 同和教育の充実

差別のない明るいまちづくりをめざして、部落の歴史など同和問題の正しい理解と認識を深めるため、全市的な社会啓発につとめるとともに、市民各層の団体やサークルなどと連携を保ち、施設の提供などをはかりながら、その自主的な運営の推進につとめる。

(5) 財政上の負担軽減

財政上の負担軽減をはかるため、国に対し助成の拡充について要望していく。

(6) 法の抜本的改正等

法の有効期間中に実態をは握し、法の抜本的改正、運用改善などを行うよう国に要望していく。